

加入申出書の記入方法

- 20歳以上60歳未満の自営業者など国民年金保険料を納めている国民年金の第1号被保険者の方や、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方が国民年金基金に加入できます。国民年金の保険料を免除（一部免除・学生納付特例・若年者納付猶予を含みます。）されている方や、農業者年金の被保険者の方は、国民年金基金に加入できません。
※平成26年4月以降、法定免除の方（障害基礎年金を受給されている方等）が「国民年金保険料免除期間納付申出書」を年金事務所に提出した場合、国民年金保険料の納付申出をした期間は加入することができます。
- 国民年金基金に加入する方は月額400円の国民年金の付加保険料を納めることができません。現在、付加保険料を納めている方は、お住まいの市区町村役場の国民年金の窓口で「付加保険料納付辞退届」を提出してください。
- この用紙に記載されている内容は、平成26年4月1日時点のものであり、今後変更することがあります。

- 加入申出書は、ボールペンではっきり、分かりやすく記入してください。
- 用紙の の部分には、記入の必要はありません。
- 60歳以上で加入される場合、国民年金の任意加入被保険者であることなどを確認させていただくため、日本年金機構から発行される「国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書」の写し等が必要となります。
- 本人控**を切り離し、残り全てを提出してください。

記入例 この記入例は35歳0月男性が加入する場合のものです。

届書コード		国民年金基金加入申出書				提出用
01	01:新規加入 11:再加入 21:特定新規加入 31:特定再加入	太枠内は必ずご記入ください。				
加入申出者の氏名		フリガナ	姓	名	性別	生年月日
年金 太郎		年 金	太 郎	男	昭和	00/20/92/17/9/20
郵便番号		市区町村コード	住所		基礎年金番号	
100-0000			東京都千代田市千代田		03 0503 0000	
住所		連絡先電話番号				
霞が関1丁目2番地2号国年ハイソ02		03 (0503) 0000				
口座名義人		届出印		口座番号(右つめで記入)		
年金 太郎		届出印は2枚目に押印願います		1204567		
金融機関		本店・支店名		金融機関コード		
千代田 霞が関		本店 支店		1204567		
種目コード		契約種別コード	通帳記号	通帳番号(右つめで記入)		金融機関コード
166		30	の			
国民年金基金の納付(口座振替)方法				国民年金の保険料について		
毎月納付 (1年前納)				希望する		
希望する年金給付				希望する		
1口目		給付の型	加入口数	掛金月額		特例解除年月
1		A	1	12710		
2口目以降		I	2	9070		
		II				
		III				
		IV				
		V				
		合計掛金月額		21780		
[国民年金基金加入にあたっての重要なお知らせ]を受領し、内容を確認のうえ、加入の申出をします。						
平成26年4月10日						
東京都 国民年金基金 殿						
住所 千代田区霞が関1-2-2						
氏名 年金太郎						
金 受 付 印						

氏名、性別、生年月日、郵便番号および住民票に記載されている住所について、記入例を参考に記入してください。

上の欄の加入申出者と同じ氏名であっても記入してください。届出印は、掛金を引落とす金融機関に届出されている印鑑で2枚目に押印してください。

掛金をゆうちょ銀行以外の金融機関から引落とす方は「1」を○で囲み、金融機関名、本店・支店名を記入してください。また、口座の種類を○で囲み、口座番号を記入してください。

掛金をゆうちょ銀行から引落とす方は「2」を○で囲み、貯金通帳の記号と番号を記入してください。

希望する年金給付の型を○で囲み、加入口数および掛金月額を記入してください。
●1口目は必ず記入してください。
●2口目以降に加入する場合、確定年金の年金額が終身年金の年金額（1口目を含めた額）を超える選択はできません。

68,000円（個人型確定拠出年金にも加入している場合は、その掛金と合わせて）が1か月に納められる限度額です。

加入する基金名、住所および氏名を記入してください。加入する方が自ら署名する場合には、押印は必要ありません。

年金手帳の基礎年金番号を記入してください。

政令指定都市の場合、例えば「大阪^① 淀川^②」と記入してください。

基金からお問い合わせできる電話番号を記入してください。

国民年金基金の掛金の納付方法について、いずれかに○印を付けてください。
1年前納に○印を付けた場合、翌年度以降は4月から翌年3月までの1年度分（12か月分を11.9か月分に割引）一括しての納付となります。
※基金掛金の納付方法は、変更届を提出されない限り引き続きます。
※ご加入いただいた年度の掛金についても一括納付を希望される方は、別途お申し出ください。（この場合、割引はありません。）

国民年金保険料について、基金掛金とあわせて引落としを希望するまたは希望しないを○で囲んでください。
「希望する」を○で囲んだ方は、国民年金保険料の納付方法を○で囲んでください。（2～4については、所定の保険料の割引があります。）

掛金特例（裏面参照）を希望する方は「1」を○で囲んでください。

過去に加入していた基金に再加入する方だけ記入してください。

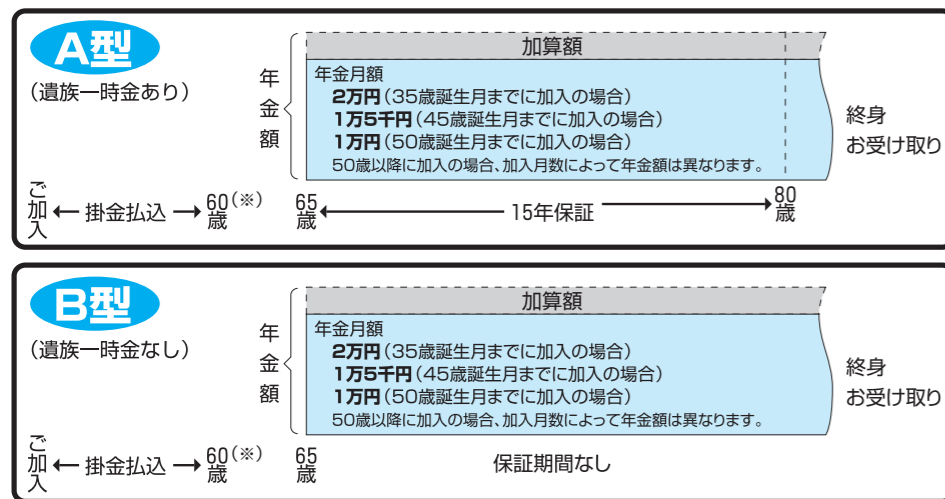
継続特例（裏面参照）を希望する方だけ記入してください。

加入年月日は、基金がこの加入申出書を受け付けた日となります。

裏面も参照してください。

■1口目

◎1口目は、終身年金A型、B型のいずれかを選択してください。



※掛金の払込期間は、60歳未満でご加入の場合は、ご加入時から60歳到達前月までです。60歳以上でご加入の場合は、ご加入時から65歳到達前月または国民年金の任意加入被保険者資格の喪失予定年月の前月までです。

◎保証期間のあるA型は、年金受給前または保証期間中に亡くなられた場合、遺族の方に一時金が支給されます。一時金が支払われる遺族は、死亡時に生計を同じくしていた、1. 配偶者、2. 子、3. 父母、4. 孫、5. 祖父母、6. 兄弟姉妹の順で、遺族の方1人に支給されます。

◎1口目は減額できませんので、A型→B型、B型→A型への途中変更はできません。

■2口目以降

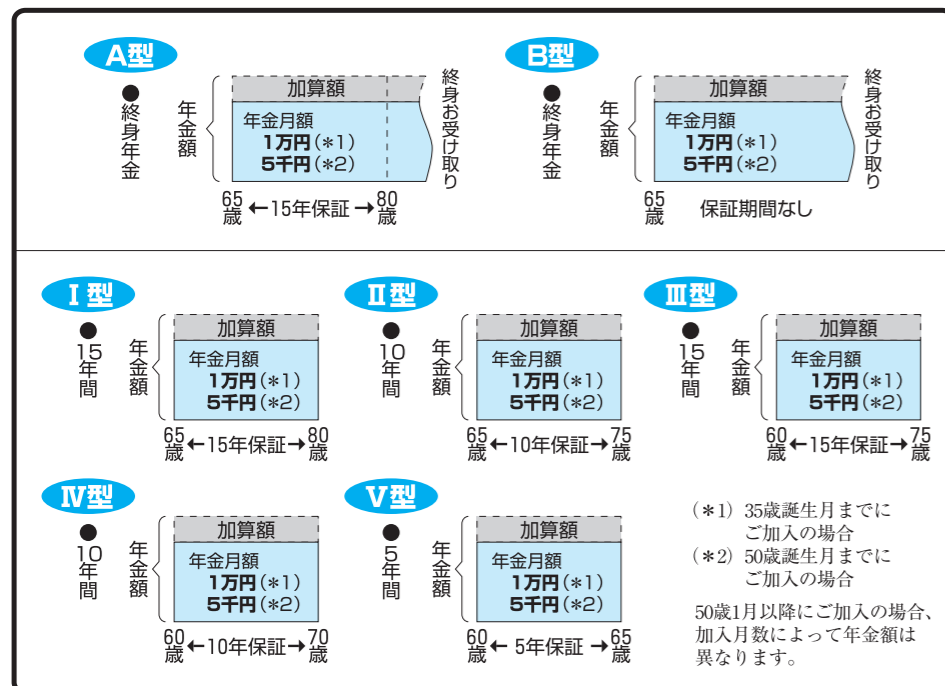
◎2口目以降は、終身年金のA型、B型のほか、受給期間が定まっている確定年金のI型、II型、III型、IV型、V型から選択してください。

◎1口目と同様にB型を除き、A型、I型、II型、III型、IV型、V型は、年金受給前または保証期間中に亡くなられた場合、遺族の方に一時金が支給されます。一時金が支払われる遺族は、死亡時に生計を同じくしていた、1. 配偶者、2. 子、3. 父母、4. 孫、5. 祖父母、6. 兄弟姉妹の順で、遺族の方1人に支給されます。

◎掛金上限の68,000円(1口目を含みます)まで、5種類の給付の型を自由(※)に組み合わせてください。

※確定年金(I型、II型、III型、IV型、V型)の年金額が、終身年金(A型、B型)の年金額(1口目を含みます)を超えないように選択してください。

●掛金の払込期間は、1口目と同様です。



■掛金月額表——国民年金基金の掛金月額は、選択した給付の型、加入口数、加入時の年齢、性別によって決まります。

男性

(注1) 加入時年齢	1口目		2口目以降							
	終身年金		終身年金		確定年金					
	A型	B型	A型	B型	I型	II型	III型	IV型	V型	
20歳0月	7,020	6,180	3,510	3,090	2,515	1,735	2,705	1,870	970	
20歳1月~21歳0月	7,260	6,400	3,630	3,200	2,600	1,795	2,800	1,935	1,005	
21歳1月~22歳0月	7,520	6,620	3,760	3,310	2,690	1,860	2,900	2,000	1,040	
22歳1月~23歳0月	7,780	6,860	3,890	3,430	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075	
23歳1月~24歳0月	8,070	7,110	4,035	3,555	2,885	1,995	3,110	2,150	1,115	
24歳1月~25歳0月	8,370	7,380	4,185	3,690	2,990	2,070	3,225	2,225	1,155	
25歳1月~26歳0月	8,680	7,660	4,340	3,830	3,105	2,145	3,345	2,310	1,200	
26歳1月~27歳0月	9,020	7,960	4,510	3,980	3,225	2,230	3,475	2,400	1,245	
27歳1月~28歳0月	9,380	8,280	4,690	4,140	3,350	2,315	3,610	2,495	1,295	
28歳1月~29歳0月	9,760	8,630	4,880	4,315	3,490	2,410	3,755	2,595	1,345	
29歳1月~30歳0月	10,170	8,990	5,085	4,495	3,635	2,510	3,915	2,705	1,405	
30歳1月~31歳0月	10,610	9,380	5,305	4,690	3,790	2,620	4,085	2,820	1,465	
31歳1月~32歳0月	11,080	9,800	5,540	4,900	3,955	2,735	4,260	2,945	1,525	
32歳1月~33歳0月	11,580	10,250	5,790	5,125	4,135	2,860	4,455	3,080	1,595	
33歳1月~34歳0月	12,120	10,740	6,060	5,370	4,330	2,990	4,660	3,225	1,670	
34歳1月~35歳0月	12,710	11,270	6,355	5,635	4,535	3,135	4,885	3,380	1,750	
35歳1月~36歳0月	10,005	8,880	3,335	2,960	2,380	1,645	2,565	1,775	920	
36歳1月~37歳0月	10,530	9,345	3,510	3,115	2,505	1,730	2,695	1,865	965	
37歳1月~38歳0月	11,100	9,855	3,700	3,285	2,640	1,825	2,845	1,965	1,020	
38歳1月~39歳0月	11,730	10,425	3,910	3,475	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075	
39歳1月~40歳0月	12,405	11,040	4,135	3,680	2,950	2,040	3,180	2,195	1,140	
40歳1月~41歳0月	13,170	11,715	4,390	3,905	3,130	2,165	3,375	2,330	1,210	
41歳1月~42歳0月	14,010	12,480	4,670	4,160	3,330	2,300	3,585	2,480	1,285	
42歳1月~43歳0月	14,955	13,335	4,985	4,445	3,550	2,455	3,825	2,645	1,370	
43歳1月~44歳0月	16,020	14,295	5,340	4,765	3,805	2,630	4,100	2,830	1,470	
44歳1月~45歳0月	17,235	15,390	5,745	5,130	4,090	2,825	4,405	3,045	1,580	
45歳1月~46歳0月	12,410	11,090	6,205	5,545	4,415	3,050	4,755	3,285	1,705	
46歳1月~47歳0月	13,470	12,050	6,735	6,025	4,790	3,310	5,160	3,565	1,850	
47歳1月~48歳0月	14,710	13,180	7,355	6,590	5,230	3,615	5,635	3,895	2,020	
48歳1月~49歳0月	16,180	14,510	8,090	7,255	5,750	3,975	6,195	4,280	2,220	
49歳1月~50歳0月	17,940	16,110	8,970	8,055	6,370	4,405	6,865	4,745	2,460	
50歳1月~59歳11月	年金額は加入時年齢(月単位)により異なります。(注2)		17,940	16,110	8,970	8,055	6,370	4,405	6,865	
60歳0月~64歳11月	年金額は加入時年齢(月単位)により異なります。(注2)		20,300	18,740	10,150	9,370	7,130			

(注1)「加入時年齢の見方」(男女共通)
 1. 表の加入時年齢とは、加入した日の属する月の末日における年齢のことです。
 2. 誕生日の属する月(誕生日)にご加入の方は、△△歳0月と表示しております。
 3. 誕生日の翌月にご加入の方は、△△歳1月、誕生日の翌々月にご加入の方は△△歳2月、……となります。
 4. ただし、「1日」生まれの方は、誕生日の属する月の前月が誕生日になります。(例えば、「4月1日」が誕生日の方は、「3月」が誕生日になります。)

(注2) 年金額については、基金の職員などにお問い合わせください。

(注3) 加入時年齢が50歳1月以上の方は、IV型・V型への新規加入及び増口はできません。

(注4) 60歳以上の加入については、日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方が対象となります。

(注5) 加入時年齢が60歳0月以上の方は、II型・III型・IV型・V型への新規加入及び増口はできません。

■「掛金特例」について

●「保険料追納による掛金の特例」について

国民年金の保険料を免除(一部免除・学生納付特例・若年者納付猶予を含みます)されていた方が直近10年以内の免除された全期間分の保険料を追納したときは、国民年金の保険料が免除されていたため国民年金基金に加入できなかった期間に相当する期間(5年を限度とします)に限り、掛金を月額102,000円まで納めることができる特例をいいます。

●「保険料追納による掛金の特例」欄の記入について

この掛金特例を希望する方は、「保険料追納による掛金の特例」欄の「1」を○で囲んでください。

「特例解除年月」欄には、掛金の特例納付期間が終了して、通常の68,000円(個人型確定拠出年金にも加入している場合は、その掛金と合わせて68,000円)以下の掛金を納めることとなる年月を記入してください。なお、掛金特例を希望する期間は、必ずしも掛金特例を認められている限度期間の全期間でなくとも良いことになっています。

※この特例の詳細等については、基金の職員などにお問い合わせください。

女性

(注1) 加入時年齢	1口目		2口目以降							
	終身年金		終身年金		確定年金					
	A型	B型	A型	B型	I型	II型	III型	IV型	V型	
20歳0月	8,210	7,830	4,105	3,915	2,515	1,735	2,705	1,870	970	
20歳1月~21歳0月	8,490	8,100	4,245	4,050	2,600	1,795	2,800	1,935	1,005	
21歳1月~22歳0月	8,790	8,380	4,395	4,190	2,690	1,860	2,900	2,000	1,040	
22歳1月~23歳0月	9,100	8,680	4,550	4,340	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075	
23歳1月~24歳0月	9,430	9,000	4,715	4,500	2,885	1,995	3,110	2,150	1,115	
24歳1月~25歳0月	9,780	9,330	4,890	4,665	2,990	2,070	3,225	2,225	1,155	
25歳1月~26歳0月	10,150	9,690	5,075	4,845	3,105	2,145	3,345	2,310	1,200	
26歳1月~27歳0月	10,540	10,060	5,270	5,030	3,225	2,230	3,475	2,400	1,245	
27歳1月~28歳0月	10,960	10,470	5,480	5,235	3,350	2,315	3,610	2,495	1,295	
28歳1月~29歳0月	11,410	10,890	5,705	5,445	3,490	2,410	3,755	2,595	1,345	
29歳1月~30歳0月	11,880	11,350	5,940	5,675	3,635	2,510	3,915	2,705	1,405	
30歳1月~31歳0月	12,390	11,840	6,195	5,920	3,790	2,620	4,085	2,820	1,465	
31歳1月~32歳0月	12,940	12,370	6,470	6,185	3,955	2,735	4,260	2,945	1,525	
32歳1月~33歳0月	13,530	12,930	6,765	6,465	4,135	2,860	4,455	3,080	1,595	
33歳1月~34歳0月	14,160	13,540	7,080	6,770	4,330	2,990	4,660	3,225	1,670	
34歳1月~35歳0月	14,850	14,200	7,425	7,100	4,535	3,135	4,885	3,380	1,750	
35歳1月~36歳0月	11,700	11,190	3,900	3,730	2,380	1,645	2,565	1,775	920	
36歳1月~37歳0月	12,300	11,775	4,100	3,925	2,505	1,730	2,695	1,865	965	
37歳1月~38歳0月	12,960	12,405	4,320	4,135	2,640	1,825	2,845	1,965	1,020	
38歳1月~39歳0月	13,695	13,110	4,565	4,370	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075	
39歳1月~40歳0月	14,490	13,875	4,830	4,625	2,950	2,040	3,180	2,195	1,140	
40歳1月~41歳0月	15,375	14,730	5,125	4,910	3,130	2,165	3,375	2,330	1,210	
41歳1月~42歳0月	16,365	15,675	5,455	5,225	3,330	2,300	3,585	2,480	1,285	
42歳1月~43歳0月	17,460	16,740	5,820	5,580	3,550	2,455	3,825	2,645	1,370	
43歳1月~44歳0月	18,705	17,940	6,235	5,980	3,805	2,630	4,100	2,830	1,470	
44歳1月~45歳0月	20,115	19,290	6,705	6,430	4,090	2,825	4,405	3,045	1,580	
45歳1月~46歳0月	14,480	13,890	7,240	6,945	4,415	3,050	4,755	3,285	1,705	
46歳1月~47歳0月	15,720	15,090	7,860	7,545	4,790	3,310	5,160	3,565	1,850	
47歳1月~48歳0月	17,160	16,480	8,580	8,240	5,230	3,615	5,635	3,895	2,020	
48歳1月~49歳0月	18,870	18,130	9,435	9,065	5,750	3,975	6,195	4,280	2,220	
49歳1月~50歳0月	20,930	20,120	10,465	10,060	6,370	4,405	6,865	4,745	2,460	
50歳1月~59歳11月	年金額は加入時年齢(月単位)により異なります。(注2)		20,930	20,120	10,465	10,060	6,370	4,405	6,865	
60歳0月~64歳11月	年金額は加入時年齢(月単位)により異なります。(注2)		23,570	22,890	11,785	11,445	7,130			

■「継続特例」について

●「継続特例」について

他の都道府県に転居したこと(地域型基金)、該当する事業または業務に従事しなくなったこと(職能型基金)により、基金の加入資格を喪失した後、引き続き新しい基金に加入する場合、3か月以内に申出をすれば、前の基金での掛金のままで加入できる特例をいいます。

●「継続特例欄」の記入について

この「継続特例」を希望する方は、「継続特例欄」の「希望の有無」欄「1」を○で囲み、直前に加入されていた基金名と、直前に加入されていた基金の加入員番号を記入してください。

この「継続特例」を希望されない方は、「継続特例欄」の「希望の有無」欄の「2」を○で囲み、当初加入された時と同様に、「希望する年金給付」欄等に記入してください。